

第7章

みんなで進める市民参画のまちづくり

第1節◎市民参画の推進

第2節◎男女共同参画社会の形成

市比野温泉よさこい祭り【樋脇】

第1節 市民参画の推進..... 238

- 1 市民参画の推進
- 2 広聴広報の充実

第2節 男女共同参画社会の形成..... 240

- 1 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
- 2 女性が個性と能力を発揮できる機会の提供
- 3 男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備

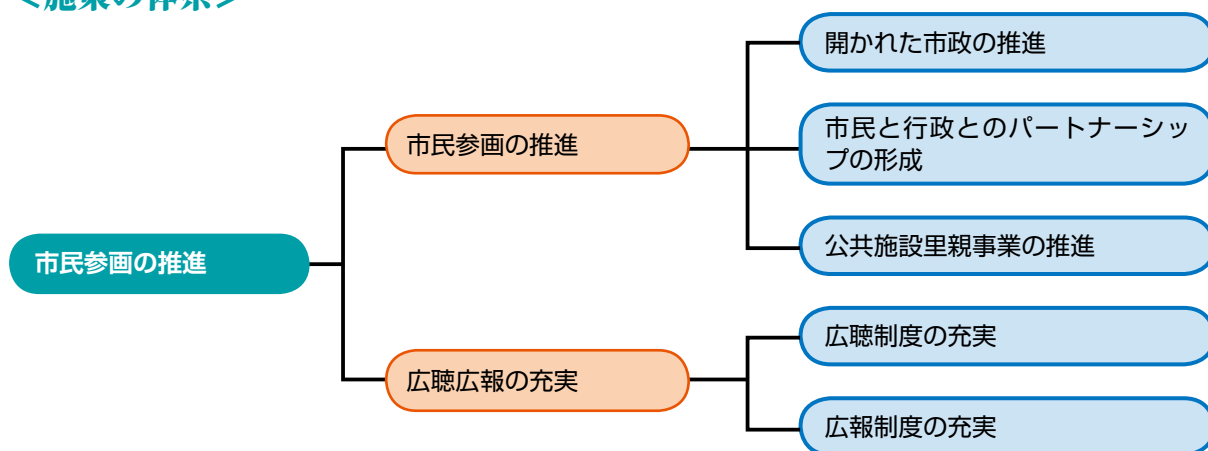
第1節 市民参画の推進

<現状と課題>

これまで、市民生活の充実や教育、文化、まちづくりなどの公共事業等は、行政が主体的に担ってきました。しかしながら、近年、地方分権の進展による市町村への権限移譲等に伴い、実効性の高い行政を機動的に展開することが求められるようになっており、本市においても、行政主導型から、これからの多様な活動主体を基軸とした地域づくりに向け、市民と行政とが一体となってまちづくりに取り組む市民との「協働型」のまちづくりへと転換していくことが重要な課題となっています。

このため、市民のニーズを的確にとらえ、それにこたえながら、行政の考え方や取組について、より早くより正確に情報提供することで、市民と行政との信頼関係を確立し、市民との協力関係（パートナーシップ）を構築していく必要があります。

<施策の体系>



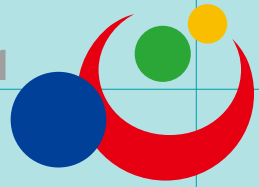
<計画の内容>

1 市民参画の推進

(1) 開かれた市政の推進

ア 自治基本条例によるまちづくりの推進

自治基本条例が定めるまちづくりの原則である「情報の共有」・「協働」・「参画」に基づき、市民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、協働・参画によるまちづくりを進めます。



イ 情報公開制度の充実

情報公開制度の充実及び適正な運用に努め、市民の「知る権利」を最大限に尊重した、開かれた市政の推進を図ります。

また、合併前の市町村が保有してきた公文書も含め、本市の公文書、刊行物を体系的に保存し、市民の利用に供するため、公文書館[※]（仮称）の設置を検討し、情報資源の確保を図ります。

※公文書館

歴史的資料として重要な公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設のこと。

（2）市民と行政とのパートナーシップの形成

各種ボランティアなどの市民活動の促進や地区コミュニティ協議会、自治会、まちづくり団体等が自主的な活動が行えるように支援するとともに、表彰制度や市民参画を促進するためのイベント・セミナー等を実施し、市民の自主的な市政参画活動への意識の啓発及び参加を促進します。

（3）公共施設里親事業[※]の推進

公共施設の運営に利用者である住民が直接関与することで、その施設の有効活用策も積極的に検討されるようになります。市がそうした施設の運営を全面的に担うのではなく、地元住民の自発的活動に委ねることを積極的に検討します。

※公共施設里親（アダプト）事業

自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動等を地元住民に任せる事業で、地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの

2 広聴広報の充実

（1）広聴制度の充実

市民の多様な意見や提言を適切に市政に反映させるため、地区コミュニティ協議会、まちづくり懇話会（市長との対話集会）、女性50人委員会[※]、市政モニター、パブリック・コメント、ご意見箱[※]等の制度を活用して広聴機能を充実するほか、各種審議会委員等について市民からの登用を進めるなど、政策形成過程への市民の参画機会の拡充を図ります。

※女性50人委員会

薩摩川内市女性50人委員会。女性の立場から行政と市民に対して提言するなどの活動を行う組織。一般公募、地域推薦により構成

※ご意見箱

本庁1階及び2階と各支所に、市民の皆さまのご意見・ご提言を知るため「ご意見箱」を設置。定期的に、箱を開けて、市民からのご意見等を市政に反映させる仕組み。

(2) 広報制度の充実

市政及び地域等に関する情報を，市民に迅速かつ分かりやすく伝えるため，広報紙，ホームページ等の多様な媒体を活用して，市政広報活動の充実・強化を図るとともに，市民の市政への参画の促進につながるような情報提供に努めます。

第2節 男女共同参画社会の形成

<現状と課題>

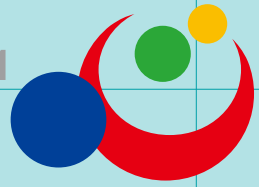
少子・高齢化の進行，情報化・国際化の進展など社会経済環境が大きく変化している中で，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，ともにまちづくりへ参画できる社会の実現が求められています。

しかしながら，法律・制度上では男女平等が推進されつつあるものの，性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念や慣行が依然として根強く残っています。

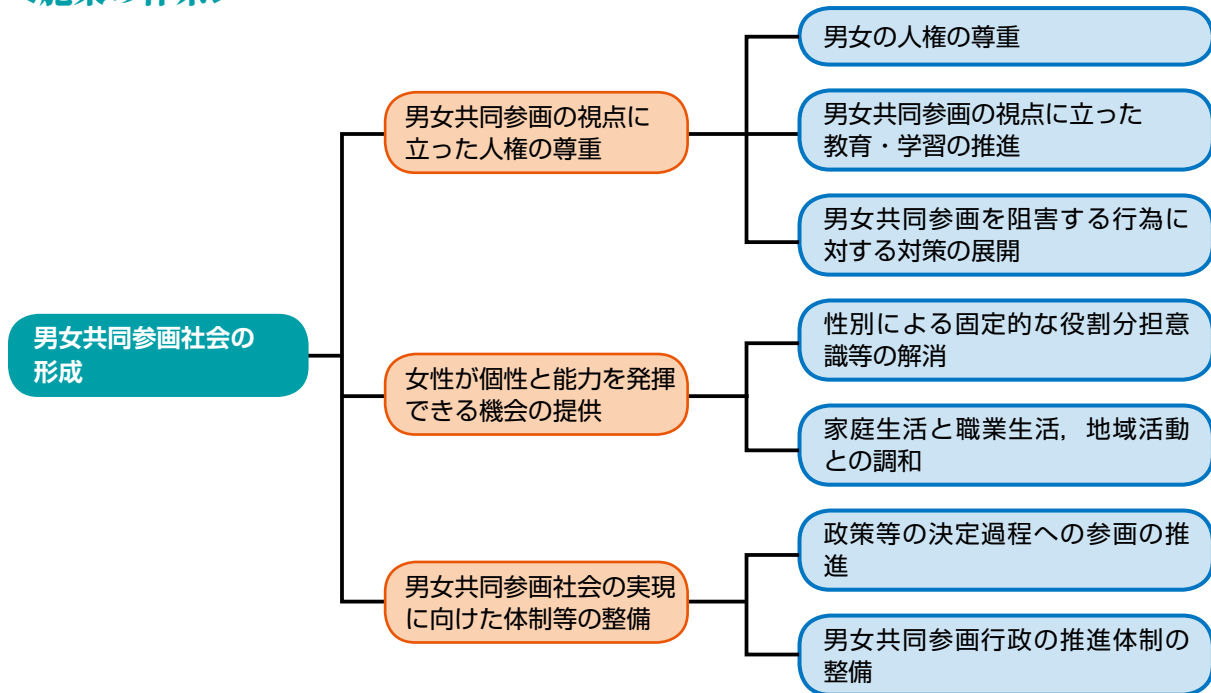
このため，男女が性別にとらわれることなく，対等な社会の構成員として，共に認め合い，支え合いながら，あらゆる場において，「個人の尊重」と「男女平等」に基づき，その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を積極的に進めていく必要があります。

我が国においては，平成11年6月に，男女共同参画社会※の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され，平成12年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市においても，平成17年4月に男女共同参画基本条例を施行するとともに，男女共同参画都市の宣言を行い，女性の立場から行政と市民に対して提言する「女性50人委員会」を設置しました。今後は，平成22年度に中間見直しを行う「薩摩川内市男女共同参画基本計画」（平成18年度～平成27年度）に沿って，更なる男女共同参画社会の形成に向けた各般の取組を進めていくことが必要です。



＜施策の体系＞



＜計画の内容＞

1 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

(1) 男女の人権の尊重

暴力は人権を侵害するものであり、決して許されるものではなく、また、女性の性的側面のみが強調される性の商品化は女性の基本的人権を侵害するものであるという認識の周知を図るとともに、関係機関との連携により相談体制の充実等に努めます。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現のためには、無意識のうちに形成される性別にとらわれた従来の意識や価値観を見直す必要があります。学校や家庭・職場・地域において、人権尊重の認識を深め、ジェンダー※にとらわれない、子ども達の個性を生かす教育を充実し、助け合う心を育むための家庭教育に関する学習の機会を提供します。

また男女共にその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するために、男女共同参画の視点に立った生涯学習の機会の充実や市民活動の促進を図ります。

※ジェンダー

生物学的、医学的な性別 (sex) に対して、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」の男女の別を「社会的性別」(gender) という。

(3) 男女共同参画を阻害する行為に対する対策の展開

ドメスティック・バイオレンス[※]やセクシュアル・ハラスメント[※], ストーカー行為[※]など男女共同参画を阻害する行為は、性別による固定的な役割分担意識や男女間の経済力の差などの様々な要因により引き起こされることから、その実態を把握し、幅広い分野にわたる関係機関の連携により、被害者の保護と自立に向けた支援等の対策を講じるとともに、加害者の更正方法等の調査・研究を進めます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

婚姻しているかいないにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、その言葉を受けた者の日常生活や正常な能力の発揮などを妨げること、またはその者の対応の仕方によって、その者に対して不利益を与えること。

※ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情、その他の好意感情、または、それが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

2 女性が個性と能力を発揮できる機会の提供

(1) 性別による固定的な役割分担意識等の解消

「男だから、女だから」といった性別による固定的な役割分担意識を解消するため、社会生活において長年にわたり踏襲されてきた慣行・しきたりについての実態を把握し、男女共同参画の視点に立った見直しを図ります。

また、学生の主体的な進路選択能力の育成や、男女雇用機会均等法に基づく雇用環境整備、農林・水産・商工業等の自営業に従事する女性の能力開発などに努めます。

(2) 家庭生活と職業生活、地域活動との調和

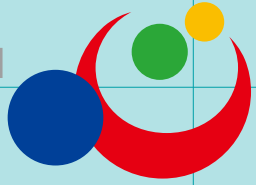
仕事と子育てや家族の介護、地域活動などにバランスをを考えて参画できるようにすることが、女性が安心して子どもを産み育て、いきいきと暮らしていく上で重要です。

このため、仕事と家庭の調和を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場、地域などにおいてこれらの調和を支援する気運の醸成等を図るための広報啓発活動や情報提供を行います。

3 男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備

(1) 政策等の決定過程への参画の促進

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画を促進するため、女性自らの能力・意識の向上等に向けた学習機会の提供等により人材の育成を図るとともに、多様な分野において活躍する人材としての女性の情報を収集し、各種審議会や自治組織等



における積極的な登用を進めます。

また、市民生活に身近な女性の声を市政に幅広く反映させるため、女性50人委員会の活用に努めます。

(2) 男女共同参画行政の推進体制の整備

男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、県、市及び広域市町村圏、事業者並びに市民による協働体制を構築します。